

2012・12・20

創刊準備号

(題名募集中)

VOL.

障害者権利条約の批准と完全実施を旨とする京都実行委員会

実行委員会の機関紙創刊準備号について

障害者権利条約の批准と完全実施を旨とする京都実行委員会事務局

第1回「JDF 地域フォーラムin京都」開催実行委員会の呼びかけ人事務局会議というものが、2008(平成20)年の10月14日に開催されてから約4年。京都府内の障害当事者団体など福祉団体(現在は42団体)、JDF(日本障害者フォーラム)の構成団体を基本として集い、竹下義樹弁護士を実行委員長とする「障害者権利条約の批准を求める京都フォーラム実行委員会」を結成したのが翌年(2009年)の1月。

それからの私たちの様々な活動については、すでに皆様ご承知のことで、2ヶ月に1回の定例会議、ワークショップの開催、関係機関への要望書提出、構成団体それぞれの活動紹介など、団体同士の相互理解と京都府内における障害者福祉や権利に関する諸課題について研鑽してきました。

結成以来、役員会や定例会議の場所の無料提供、案内状の発送や資料の作成、また毎月の資金カンパを頂くなど、多くの方々のお力を得ながらここまで活動を継続することができました。改めまして皆様に御礼申し上げます。

さて、その中でも、どうしてもやりたいと思いつつも出来なかったこと、それは機関紙の定期発行でした。幸い、この夏からは、インターネットを利用した「掲示板」というものをお届け出来るようになりましたが、これも加入団体によってはパソコンによるメーリングリストに登録されていないところもあり、大きな情報格差が生じておりました。

この度、事務局の方を手伝ってくださる方が何人か増えて、おかげ様でこれまで以上に幅広く動けるようになってきました。この機会に、念願だった紙媒体による「機関紙(名はまだ無い)」の発行を試みることになりました。定期発行は無理としても、緊急なニュースやご案内は無理としても、ゆっくと地味な、いつ読んでいただいても何かしら役に立つ大事な情報源として発行していきたいと思っております(もちろん、楽しいページも考えたいと思っております)。

機関紙のタイトルは「〇〇〇」で名前はまだ決めておりません。私たち実行委員会の活動にふさわしい名前を募集したいと思いますので、ぜひ一緒に考えていただければ幸いです。来年1月の実行委員会では、この機関紙名称についても皆様のアイデアをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは皆様、佳いお年をお迎えください。

はじまっています！ 条例づくり

◎これまでのおもな動き

★印：実行委員会の側の動き

- ★2009年2月 第1回「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム実行委員会」(以下「**実行委員会**」)開催。(ひと・まち交流館、約30団体)
(以後、**実行委員会**として定期的に例会を行い、**学習会**や**フォーラム**を開催。42団体へ。)
- ★2010年2月 実行委員会から京都府知事、京都市長あてに、条例制定の**要望書**を提出。
- ★2010年12月 実行委員会により、事例収集のワークショップを開催(京都テルサ)
- 2011年前半 京都府が「障害を理由とした不利益な取扱い等と思われる**事例等**」を募集。
(→約480件が集まる)
- ★2011年7～8月 実行委員会により、亀岡、相楽、山科にて**ワークショップ**を開催。
- ★2011年1～2月 実行委員会としても、差別と思われる事例を募集。
- 2012年3月28日 京都府により、第1回「**障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らせる京都づくり条例(仮称)検討会議**」(以下「**検討会議**」)が開催される(ルビノ堀川)。★33人の委員中17名が**実行委員会**メンバー。
- ★2012年6月16日 高梨憲司氏(千葉県)を講師として**条例学習会**。(京都ライトハウス)
- ★2012年8月19日 「みんなで作ろう、私たちの条例を！」**集会**を開催。(京都テルサ)
→次のページをごらんください。
- 2012年8月28日 第2回**検討会議**(医療・福祉分野)が開催される。(ルビノ堀川)
- ★2012年10月10日 実行委員会により、第1回**検討部会**を開催。次の**検討会議**で話し合われるテーマについて意見を出し合う。(京都府職員福利厚生センター)
- ★2012年10月31日 第2回**検討部会**を開催。
- 2012年11月 京都府により、**タウンミーティング**開催。(京都市、舞鶴、宇治の3会場)
- ・
・ (この間、京都府の「**検討会議**」、実行委員会の「**検討部会**」が交互に開催される。)
- ・
★2012年12月20日 第6回**検討部会**を開催。
- 2012年12月26日 第6回**検討会議**(不動産、情報・コミュニケーション、複合差別)



11月の検討部会。大忙しの秋でした！ (写真提供：事務局)

“わたしたち抜きでわたしたちのことを何も決めないで！” 条例づくり、いよいよ山場です。

140人が
参加して

私たちの条例作りに 向けた集会を開催！

2012年8月19日、京都テルサで、京都府の障害者差別禁止条例を考える集会「みんなで作ろう！わたしたちの条例を」が開催されました。

事務局、矢吹さん(JCIL)のあいさつの後、京都府視覚障害者協会の田尻さんが、条例が何故必要なのかを、これまでの経過を振り返りつつ話されました。そして、実行委が行なった差別の事例アンケート180事例の内容が、事務局の松波さんから説明されました。

次に、それぞれの立場からの差別の事例などがいろいろと表現されました。

京都府聴覚障害者協会の皆さんは、日常生活の中の各場面での差別を手話劇で、大変わかりやすく、ユーモアを込めて表現してくださいました。手話と身ぶりで表される各場面はまるで現場を見ているかのようでした。



関西盲導犬協会からは、盲導犬

ユーザーの方が盲導犬について、説明してくださいました。毛が落ちたりしないように、暑い季節でも犬に服を着せていることなど、初めて知ることもありました。



車椅子障害者のSさんは、タ

クシーの乗車拒否などの日常の中の差別の例をいくつか4コマ漫画に描いて発表してくださいました。各場面で、集会参加者の中からも共感を込めた笑い声が大きくあがっていました。

そして、3名の女性障害者から、抜け落ちがちな女性障害者の声をぜひとも取り上げて欲しいと様々な事例が報告されました。なかなか訴えにくい諸問題を

一生懸命話される姿に、会場の多くの人々が勇気付けられたと思います。

最後に、会場から寄せられた様々な差別の事例を短冊に書いてもらい、それをいくつか読み上げました。

もっともっと時間が欲しいという思いはあれ、それぞれの障害に応じて訴えが工夫され、大変有意義な集会だったと思います。



しょうがい ひと ひと とも あんしん

『障害のある人もない人も共に安心して

く きょうと じょうれい

いきいきと暮らせる京都づくり 条例 (仮称)』のめざすもの

ねん がつ こくれん しょうがいしゃ けんりじょうやく さいたく しょうがい ひと きほんてき
2006年12月、「国連・障害者の権利条約」が採択されました。これは、障害のある人の基本的

じんけん そくしん ほご こくさいてき げんそく
人権を促進・保護する国際的な原則です。

にほん じょうやく ひじゅん くに じょうやく まも せいしき
日本はこの条約をまだ批准していません。(「批准」とは、国がその条約を守ることを正式に
やくそく する こと です) でも、批准に向けて、2010年11月、内閣府の「障がい者制度改革推進会議
」の中に「差別禁止部会」が設定され、障害者差別禁止法制定の検討を進めています。

さきだ さくち しょうがいしゃさべつきんしじょうれい つく ねん はや ちばけん
これに先立って、各地で障害者差別禁止条例が作られています。2006年、いち早く千葉県が「
しょうがい ひと ひと とも く ちばけん じょうれい つく つづ ほっかいどう
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を作りました。続けて、北海道、
いわてけん し くまもとけん はちおうじし じょうれい つく
岩手県、さいたま市、熊本県、八王子市などで条例が作られてきています。

いま わたし す きょうとふ じょうれいづく む かっぱつ はな あ すす
そして、今、私たちの住む京都府でも、条例作りに向けて活発な話し合いが進んでいます。

じょうれい つく たいせつ なん
条例を作るにあたって、大切なことは何でしょう？

だいいち おお しょうがいしゃ およ かんけいしゃなど て むす しょうがい ちが しょうがい ていど
第一に、多くの障害者、及びその関係者等が手を結ぶことです。障害の違い、障害の程度
ちが たちば ちが かんが かつ ちが せいべつ こくせき ちが さまざま ちが だれ
の違い、立場の違い、考え方の違い、性別や国籍の違いなど、様々な違いにとらわれずに、誰もが
く きょうと まち む せつきよくてき いけん こうかん
暮らしやすい京都の街づくりに向けて積極的に意見を交換していくことです。

だいに しょうがいどうじしゃ およ かんけいしゃなど いけん じゅうぶん ほんえい
第二に、そうした障害当事者、及びその関係者等の意見を、充分に反映させていくことです。
わたし どうじしゃなど む わたし き わたし こえ じゅうぶん
私たち当事者等を抜きに、私たちのことを決められてはたまりません。私たちの声を充分
はんえい
に反映させていきましょう。

だいさん いま こくさいてき げんそく くに けんとう すす かくち じょうれい
第三に、今すでに国際的な原則もありますし、国でも検討が進められています。各地にも条例
つく じゅうぶんさんこう こうたい よ ないよう
が作られています。それらを充分参考にしつつ、それらから後退することなく、より良い内容の
じょうれい つく
条例を作っていかなければなりません。

もくてき そ きかんし はっこう おも みな せつきよくてき いけん
その目的に添って、この機関紙を発行していきたいと思えます。皆さん、どうか積極的にご意見
よ くだ
をお寄せ下さい。

【事務局】

きかんし つく ねんはるごろ はな あ おそ
機関紙を作らなければ…と2012年春頃から話し合いつつ、かなり遅くなってしまいました。

できましたら、皆様の積極的な投稿を心からお願いいたしております。(団体でも個人でもどなたでもかまいません) 条例への思いや提言、差別の事例などに限らず、日ごろ感じていること、こうであってほしいと思っていること、その他なんでもかまいません。(4ページだけの機関紙ですので、あまり長いのは掲載できませんが) どうかご遠慮なく、積極的にご意見などお寄せ下さい。

【事務局】

「(題名未定)」創刊準備号 Vol.0 2012・12・20

障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会

連絡先：住所 601-8036 京都市南区東九条松田町28 メゾングラース京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418

Email jcil@cream.plala.or.jp